

事業主殿

倉庫業健康保険組合
理事長 小泉 駿一
(公印省略)

令和7年度の健康保険料率（基本保険料率・特定保険料率）・介護保険料率等について

時下 益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素から、組合の事業運営にご理解ご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、令和7年度の健康保険料率・介護保険料率について、去る2月17日開催の第152回組合会において慎重に審議された結果、下記のとおり決定されましたのでお知らせいたします。

健康保険組合の財政は厳しい状況が続いており、令和7年度も赤字の予算編成となりましたが、健康保険料率は変更せず、法定準備金を取り崩して収支の均衡を図ることといたしました。

なお、介護保険料率は千分の2引き下げ千分の16と変更することが決定されました。

組合では、引き続き、事務費節減や医療費の適正化を図りながら財政の健全化に努めてまいりますので、事業主の皆さまにおかれましても、組合の事業運営へのご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、令和7年4月以降の任意継続被保険者に係る標準報酬月額の上限については、健康保険法の規定に基づき、25等級：360千円となりますので、あわせてお知らせします。

記

1. 令和7年度の健康保険料率（基本保険料率・特定保険料率）

健康保険料率の内訳が変更になります。

		令和6年度	令和7年度
①一般保険料率		96.72%	96.70%
	基本保険料率	54.82%	56.59%
	特定保険料率	41.90%	40.11%
②調整保険料率		1.28%	1.30%
合計 (①+②)		98.00%	98.00%
負担割合	事業主	49.00%	49.00%
	被保険者	49.00%	49.00%

※ 一般・介護ともに令和7年3月分保険料（令和7年4月納入分）より適用。

※ 任意継続被保険者は令和7年4月分保険料より適用。

2. 令和7年度の介護保険料率

介護保険料率は変更となります。

		令和6年度	令和7年度
保険料率		18.00%	16.00%
負担割合	事業主	9.00%	8.00%
	被保険者	9.00%	8.00%

※ 一般・介護ともに令和7年3月分保険料（令和7年4月納入分）より適用。

※ 任意継続被保険者は令和7年4月分保険料より適用。

3. 令和7年度の任意継続被保険者の標準報酬月額の上限について

令和6年9月30日の全被保険者の平均報酬月額が362,637円でしたので、令和7年度の任意継続被保険者の標準報酬月額の上限は25等級：360千円となります。

	令和6年度	令和7年度
平均標準報酬月額（上限額）	360千円	360千円

※令和7年4月分保険料より適用。

【本件問合せ先】 組合適用徴収課 03-3642-8436